

職 職 — 2 9 6

令和 6 年 12 月 2 日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 14 特別休暇関係	第 14 特別休暇関係
1 規則第 22 条第 1 項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。	1 規則第 22 条第 1 項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)

(12) 第 11 号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事院が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19

条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、

(12) 第 11 号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

(新設)

(新設)

<p><u>保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他のこと業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの</u></p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(13)～(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	-------------------------------------

以 上